

I 国内農業等をめぐる情勢

1. 国会の動き

- 衆院選後の 11 月 1 日に召集された特別国会は、当初の予定通り 39 日間の会期で 12 月 9 日に閉会した。
- 今国会の農業関係法案は日切れ法案である「競馬法改正法案」のみの成立となり、当初準備されていた「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」と「農林年金廃止法改正法案」は年明けの通常国会へ先送りする形となった。

2. 政府・与党の動き

(1) 平成 29 年度補正予算・30 年度当初予算について

- 平成 29 年度補正予算においては、11 月 24 日に改訂された「総合的な T P P 関連政策大綱」を踏まえ、T P P 1 1 や日 E U ・ E P A の国内対策や農業改革関連対策が中心となり、全体では 2 兆 8,900 億円余で、農林水産関連は 4,680 億円程度となる方向である。
- なお、財務省が見直し・縮小を示唆していた T P P 関連対策は 3,170 億円程度となり、3 年連続で 3,000 億円を確保できる見通しとなっている。なお、その他にもジビエの利活用や A I などの開発、産地交付金の不足分補填等が確保される見通しである。
- 平成 30 年度当初予算においては、農林水産関係の概算要求が 8 月末に農水省から財務省に対し提出され、幾多の議論を経て、12 月 18 日に大臣折衝を終えた。予算規模は、前年度とほぼ同じ水準の 2 兆 3,021 億円程度となる見込みで、平成 29 年度補正予算と同様に次期通常国会で審議される見通しである。

(2) 平成30年度税制改正について

- 平成30年度税制改正は11月22日より自民党税制調査会で議論がスタートし、12月14日に「平成30年度与党税制改正大綱」が決定された。
- 農業関係を中心とした主な改正点は以下の通りである。

給与所得控除の見直し

- ・控除額を一律10万円引き下げ
- ・控除額の上限を195万円に引き下げ、適用される給与等の収入金額を850万円に引き下げ

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

基礎控除の見直し

- ・控除額を一律10万円引き上げ

合計所得金額	控除額
2,400万円以下の個人	48万円
2,400万円超2,450万円以下の個人	32万円
2,450万円超2,500万円以下の個人	16万円
2,500万円超の個人	適用なし

青色申告特別控除の見直し

- ・複式簿記による青色申告特別控除を65万円から55万円へ引き下げ（ただし、e-Tax等を利用している場合等は65万円）

農業経営基盤強化準備金制度の延長

- ・平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間延長

軽油引取税の課税免除特例措置の延長

- ・平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間延長

消費税における簡易課税制度の見直し

- ・軽減税率制度の実施（平成 31 年 10 月 1 日）に伴い、「食用の農林水産物を生産する農林水産業」については、簡易課税制度に係るみなし仕入率を現行の 70%から 80%に引き上げ

(3) 平成 30 年産からの米政策の見直しについて

- 平成 25 年 12 月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、5 年後を目途に取り組むこととなっていた米政策の見直しについて、自民党は 11 月 10 日から農業基本政策検討委員会にて議論を再開し、11 月 28 日にとりまとめが示された。
- 国は平成 30 年産から米の直接支払交付金（7,500 円／10a）及び行政による生産数量目標の配分は廃止するものの、JAグループが求めてきた水田フル活用予算の恒久的な確保や JAグループ等で立ち上げる全国組織に対しての需給見通し等の支援、産地交付金の拡充と 2 割留保の仕組み改善、生産基盤強化対策などは一定程度反映された。

(4) 卸売市場法の見直しについて

- 政府・与党は、本年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画等に基づき、「卸売市場法の抜本的な見直し」について着手した。とりわけ、卸売市場法に明記されている 2 つの卸売市場（中央卸売市場・地方卸売市場）のうち、中央卸売市場の取扱いについて議論が進められた。
- 自民党は 11 月 6 日から議論を再開し、これまでの農業・農協改

革の政府における議論の進め方を教訓に規制改革推進会議よりも先にとりまとめを行うスケジュールで検討を進めた。しかしながら、論点整理を行う直前に政府より出された改革案について、党役員会等でまとまらず、結果、自民党よりも早く 11 月 24 日に規制改革推進会議等から「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言」が出される結果となった。

- 規制改革推進会議の提言は、例年同様に今回も実態と乖離した内容であり、それまでの議論で全ての関係者が維持を求めている「受託拒否の禁止規制」も廃止となっており、非常に問題のある内容となっていた。
- しかしながら、その後、自民党は議論を重ね、12 月 5 日に開催した会合でのとりまとめでは、主な焦点として農林幹部や団体等で検討が進められてきた、①市場の位置付け（公共性）、②認可制から認定制への移行など国の関与、③受託拒否の禁止等を除く一律的な規制等の廃止の扱い、④規制見直しに伴う法体系のあり方（市場法の位置付け）等においては、団体等の意見が反映される結果となった。
- その後、政府は自民党のとりまとめた内容を 12 月 8 日の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に盛り込んだ。

【卸売市場法見直しにおける中央卸売市場の主な変更点】

特徴	変更後	変更前
根拠法	卸売市場法	卸売市場法
開設者	<ul style="list-style-type: none"> ・制限なし ・国が認定 <small>※ただし、共通ルール遵守等の要件有り</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や人口 20 万人以上の市 ・国が認可
国の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針を策定 ・指導、検査監督 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針、計画を策定 ・指導、検査監督
取引の透明性	取引条件・結果の公表	取引結果の公表
取引規制	<ul style="list-style-type: none"> ・売買取引の方法の設定 ・差別的取扱いの禁止 ・受託拒否の禁止 ・代金決済ルールの策定・公表 ・その他の取引ルール（第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則等）については、各市場の関係者で協議の上、必要に応じて設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買取引の方法の設定 ・差別的取扱いの禁止 ・受託拒否の禁止 ・代金決済ルールの策定・公表 ・第三者販売の原則禁止 ・商物一致の原則 ・直荷引きの原則禁止

II 国際通商交渉等をめぐる情勢

1. 日EU・EPA

- 本年7月6日に大枠合意に至った日EU・EPAは、12月8日、安倍首相とユンケル欧州委員長が電話会談を行い、最終合意を確認した。
- 2013年に交渉を開始した日EU・EPAは約4年半をかけ、自動車の関税や乳製品・豚肉等の関税を焦点とし協議が進められ、最終合意に至った。この協定は、2018年夏にも署名し、秋頃には日本の国会や欧州議会での承認を経て、2019年の協定発効を目指している。
- 協定が発効すれば、人口6億人、世界の国内総生産（GDP）の約3割を占め、北米自由貿易協定（NAFTA）に匹敵する世界最大規模の巨大な自由貿易圏が誕生する。
- 協定発効後、日本側は関税の約94%、EU側は約99%を撤廃する。うち農林水産品については、ソフトチーズの低関税輸入枠を設けた他、低価格部位で競争力のある豚肉関税の引き下げを行う。また、ワインやパスタ、菓子などの関税を撤廃し、牛肉はTPPと同水準まで関税を引き下げるなど、大幅な市場開放に踏み切り、約82%の関税を撤廃することとなる。